

令和6年4月1日

## 公民館子どもの居場所づくり事業の内容と留意点

### 【概要】

- ・地域全体で子育てする体制を整備し、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを推進するため、放課後等に事務員が常駐している区にご協力いただき、公民館の空き部屋等を開放していただき、子どもの居場所づくりを実施するものです。

### 【留意点】

- ・町でスポーツ保険に加入します。※継続利用の方も毎年申請が必要です。
- ・区の利用規定・指示等を遵守してください。
- ・児童への連絡等については、各家庭の責任においてお願いします。
- ・開館時間内であっても公民館の状況により急遽使用できなくなる場合があります。
- ・利用申請するご家庭には、学校や児童クラブとは別にマチコミメールに登録していただきます。公民館が使用できない場合の連絡など情報発信は原則マチコミメールにて行います。
- ・児童クラブの利用を申請した方もご利用いただけます。
- ・ご不明な点がある場合は下記までお問い合わせください。

富士見町教育委員会  
子ども課 幼児保育係  
電話 0266-62-9237